

名寄市ずっと住まいる応援事業 申請の手引き

事業見直しの経過

ずっと住まいる応援事業について、4年間の成果や効果を検証し、庁内での議論や市内経済団体及び住宅関連団体からの要望、さらには中小企業振興審議会でのご意見を踏まえ、事業期間を令和8年度まで延長して 実施します。

また、現行の加算項目を見直し、脱炭素社会の実現につながる 地域材利用や省エネ機器に対する加算項目を新たに創設 しました。

施工業者の資格登録について

市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人または市内に住所を有する個人事業者で、施工可能な従業員を配置し、本事業の資格登録を行っている者

施工業者は、事前に資格登録を行う必要があります。

申請（制度を利用）できる方

補助制度を利用できる方は、次のいずれかに該当し、市税を滞納していない方

- ① 名寄市に住民票があり、改修工事等を行う住宅の所有者またはその配偶者（所有者が市外に住民票があるに限る。）
- ② 名寄市内の住宅を購入し、改修工事等を行った後に転居し、名寄市に転入する方
ただし、次の方は対象となりません。

- ・ 「ずっと住まいる応援事業」による補助を受けたことのある方
- ・ 「住宅改修等推進事業」による補助を受けたことのある方

補助金の対象となる住宅

申請（申込）者またはその配偶者が所有し、現在居住している住宅または改修工事等の後に居住する住宅

ただし、法人・宗教団体等が所有する住宅や共同住宅、賃貸住宅は対象となりません。

補助金の対象となる改修工事等

次のいずれにも該当する改修工事等が対象となります。

- ① 市内施工業者に依頼して行う補助対象住宅の改修工事等であること。
- ② 補助対象経費の額（消費税及び地方消費税を除く）が、50万円以上であること。
- ③ 交付決定後に着手し、令和6年3月31日までに完了する改修工事等であること。

交付決定前に改修工事等を着手した場合、補助金の対象となりません。

- ④ 名寄市の他の制度による補助を受けていない改修工事等であること。

具体的な改修工事等の内容

- ① 住宅の増築、改築、修繕及び模様替え
- ② 建築設備工事（電気、ガス、給水、排水、換気、暖房など 建築基準法第2条第3号に規定する工事）
- ③ 雪対策工事（住宅と同一の敷地内における）
 - ・ 融雪槽または融雪機（固定式のもの）の設置工事
 - ・ ロードヒーティングの設置工事
 - ・ 落雪防止柵の設置工事
 - ・ 木、塀の撤去による間口確保工事

補助金の額

- ① 補助対象経費の額（消費税を除く。）が50万円以上100万円未満

補助金額 定額 10 万円

- ② 補助対象経費の額（消費税を除く。）が100万円以上

補助金額 定額 20 万円

補助金の加算

- ① 移住者加算 … 5 万円

申請者が移住者の場合

移住者とは、次のいずれかに該当する方

- (1) 申請日の1年前から申請日までに名寄市に転入した方

例えば、申請日が令和5年4月3日の場合、令和4年4月3日から令和5年4月3日までに名寄市に転入した方

- (2) 改修工事等の後に転居し、名寄市に転入する方

- ② 中古住宅加算 … 5 万円

中古住宅の取得から1年以内に改修工事等を実施する場合

中古住宅とは、新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの）以外の住宅

- ③ コンパクトシティ加算 … 5 万円

名寄市立地適正化計画で設定されている居住誘導区域外から区域内に転居して改修工事等を実施する場合

補助金の加算 (つづき)

④ 省エネ機器加算 … 5 万円

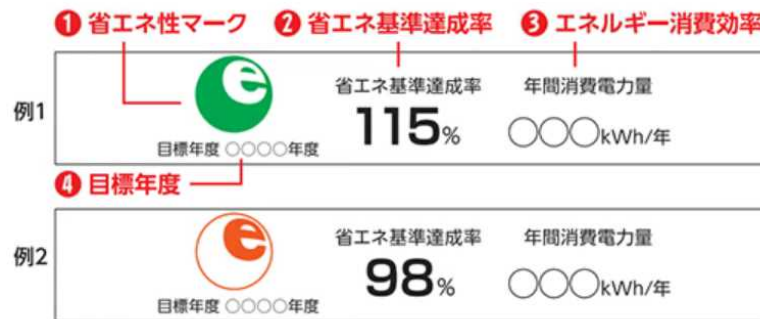
建築設備工事のうち、特定エネルギー消費機器の設置工事を実施する場合

- (1) 2027年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコン
- (2) 2025年度の省エネ基準達成率が100%以上のガス温水機器、石油温水機器または電気温水機器

【省エネ性能の確認はこちら】

省エネ型製品情報サイト

検索



出典：(一財)家電製品協会省エネ家電deスマートライフ

⑤ 地域材利用加算 … 限度額 10 万円

北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（地域材）を利用して改修工事等を実施する場合

- (1) 構造材 1m³当たり 5万円
- (2) 内外装材等 1m²当たり 5千円

◇納品書(出荷伝票)の記載例 (製材工場、加工業者、流通業者等)

納品書(出荷伝票)					
〇〇輸送(株) 様 住所 〇〇市〇〇町		●●製材工場(株) 認定番号 道木連第 *** 号 氏名 北の木太郎 住所 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 (***)***-****			
製品名	樹種	数量(m ³)	規格	備考	
・上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています ・上記の原料である木材の産地は 北海道 です					
産地については、分別管理等を条件に、市町村単位などで表示することができます (例)北海道〇〇町			※1 備考欄への記載でも可 ※2 スタンプ使用可		

※発注者への納入業者は、発注者から求められた場合には、自らの納品書等に加工業者の納品書等の写しを添付するなどして、道内で加工されたことを説明することになります。

出典：北海道水産林務部
林務局林業木材課

補助金の申請から補助金を受け取るまでの流れ

- (申請者) ① 工事の相談 改修工事等が補助対象か、施工業者が登録事業者か、事前にご相談・ご確認ください。
- (申請者) ② 交付申請 施工業者と工事内容を打ち合わせの上、交付申請書を市役所に提出してください。
提出書類 ①交付申請書 ②住民票（住宅所有権所持者分）
③納税証明書（住宅所有権所持者分）④工事見積書
⑤着手前の写真 ⑥家屋証明書または登記簿謄本 など
- 加算を申請する場合
①（移住者）世帯全員の住民票 ②（中古住宅）登記簿謄本
③（省エネ）機器のカタログ ④（地域材）使用総量がわかるもの
- ③ 交付決定 提出書類を審査して補助金交付の可否を決定し、交付決定を通知します。
- (申請者) ④ 工事着手 交付決定前に改修工事等を着手した場合、補助対象となりませんのでご注意ください。
必ず施工中の写真を撮ってください。
- (申請者) ⑤ 工事完了 改修工事等完了後、工事費用を施工業者に支払ってください。
- (申請者) ⑥ 実績報告 工事費用支払い後、速やかに実績報告書を市役所に提出してください。
提出書類 ①実績報告書 ②施工中・完了後の写真 ③領収書または振込書
④口座振替申出書 など
- ⑦ 実地検査 提出書類の審査及び現地調査を行います。
- ⑧ 額の確定 検査終了後、補助金の額を確定し、通知します。
- ⑨ 補助金交付 確定通知後、補助金を指定された口座に振り込みます。

ご不明な点は、産業振興課にご相談ください。

本事業における留意事項について

- ◆ 交付申請は、4月3日から受け付けます。
- ◆ 交付申請順に受理し、内容を審査後、交付決定します。
改修工事等を予定している場合は、早めに相談・申請してください。
- ◆ 改修工事等は、交付決定後に着手してください。
- ◆ 申請時期を、上半期（4月～）と下半期（10月～）に分けて、申請を受け付けます。
- ◆ それぞれ予算額に達した場合、交付申請の受付は終了となります。

予算額：3,300万円（前年度比300万円増）

上半期：2,200万円 下半期：1,100万円

- ◆ 下半期の予算到達後は、「キャンセル待ち」を受け付けます。
- ◆ 交付申請の取り下げが発生した場合、キャンセル待ちの受付順に連絡します。
連絡を受けた方のうち、申請を希望した方から、順次交付申請の手続きを行っていただきます。

【注意事項】

- ◆ キャンセル待ちは、交付申請を確約するものではありません。
- ◆ 交付申請の取り下げは、「有無」も「時期」も不確定なので
キャンセル待ちの申請については、十分ご注意ください。

書類入手先について

- ◆ 交付申請書・実績報告書・口座振替申出書
⇒ 市役所経済部産業振興課（市役所3階・ホームページでダウンロード可能）
- ◆ 住民票・戸籍抄本 ⇒ 市役所市民部市民課（市役所1階）
- ◆ 納税証明書・家屋証明書 ⇒ 市役所市民部税務課（市役所2階）
- ◆ 登記簿謄本（全部事項証明書）
⇒ 旭川地方法務局名寄支局（西1条南11丁目）

本事業の問い合わせ先

制度の概要や個別具体的なケースについては、お気軽にご相談ください。

名寄市経済部産業振興室産業振興課
名寄市大通南1丁目1番地 名寄庁舎3階
01654-3-2111（代表）